

門司港レトロ地区 観光案内板 ガイドライン

北九州市産業経済局門司港レトロ課
令和6年3月



目次

1	門司港レトロ地区観光案内板の現状とガイドラインの目的	1
	新規(更新)で観光案内板を作る際は	1
	対象となる案内板	1
	対象となるエリア	2
	門司港レトロ地区の観光案内板の分類と今後の方針	2
	(1) パターン1	2
	(2) パターン2	3
	(3) パターン3	3
	(4) パターン4	3
2	表示の仕方について	5
	色彩について	5
	(1) 色の仕組みとユニバーサルな色への取り組みについて	6
	(2) 観光案内板のテーマカラー(基調色)について	6
	文字について	7
	(1) 見やすい文字の基準について(大きさ・書体)	7
	(2) 門司港レトロ地区 観光案内板に推奨する書体について	8
	地図について	9
	(1) 表示範囲や記載すべき項目について	9
	(2) 視覚障がい者への配慮について	9
	ピクトグラムの使用	10
	(1) 国内で定められたピクトグラムの規格(JIS Z8210)	10
	(2) 表示すべきピクトグラム	10
	多言語表記や外国人観光客に向けた工夫について	10
3	門司港レトロ地区 観光案内板の維持管理や更新について	11
	経年劣化等に対する定期更新の目安について	11
	更新費用について(令和5年度3月時点)	11
	観光案内板の日常的な保守について	12
	突発的な変更等に対する応急の措置について	12
4	本ガイドラインが適応される主な団体	12
5	観光案内板の設置や更新についてお困りの場合は	12
6	参考	13
	本ガイドライン策定に関わった観光案内板のあり方勉強会メンバー	13
	観光案内板の更新順序一覧	14
	観光案内板位置図	15

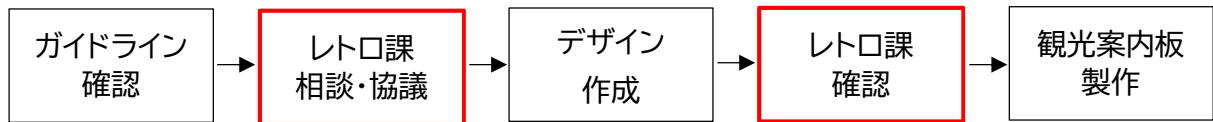
1 門司港レトロ地区観光案内板の現状とガイドラインの目的

門司港レトロ地区の観光客向けの観光案内版は、設置者がそれぞれの目的に応じてバラバラに観光案内板を掲示しており、その掲載情報が古いものや経年劣化で案内の用を達していないものなども見られ、観光客にやさしい観光案内板になっていません。

そこで、観光案内板の統一・リニューアル、リニューアル後の観光案内板の経年劣化による景観への悪影響等を防ぐために、令和5年度に観光案内板所管課や地域の有識者、指定管理者を含めた勉強会を開催し、本ガイドラインを策定しました。

新規(更新)で観光案内板を作る際は

門司港レトロ地区(対象エリアはP2参照)に新規(更新)の観光案内板を作る際は、以下のフロー図に沿って観光案内板を作成してください。



観光案内板の色彩(P5参照)とフォント(P7参照)につきましては、観光案内板の統一に向けて特に守っていただきたい項目になっていきますので、ご確認をお願いします。

その他の項目につきましても、基本的には本ガイドラインに沿って製作を行ってください。なお、仕様等で対応が難しい場合は、類似のものを使用していただいて構いません。

対象となる案内板

このガイドラインで述べる「観光案内板」とは、門司港レトロ地区の回遊性向上を目的として行政又は民間の任意団体等で設置された観光客向けの案内用表示板です。

観光案内板は、世代国籍を問わず門司港レトロ地区に訪れた観光客のスムーズな街歩きを促進するための重要な要素の一つです。

また、観光案内板の表示板には下記のような記載があります。

- ① 地図
- ② 地域内施設への案内表示
- ③ 地域内施設に関する説明文
- ④ 地域の観光情報
- ⑤ 地域内施設の写真やイメージ画像
- ⑥ その他

対象となるエリア

本ガイドラインの対象エリアは、門司港レトロ中心地区並びに、西海岸地区、新浜地区、清滝地区、栄町・商店街地区、和布刈地区を含む門司港レトロ地区が対象エリアとなります。対象となるエリアは下図のとおりです



門司港レトロ地区の観光案内板の分類と今後の方針

門司港レトロ地区には、観光案内板の目的別に4パターンの観光案内板が設置されています。各パターンの仕様と今後の方針については以下の通りです。

(1) パターン1

北九州市が設置した観光施設の方向と距離が示された地図付きの案内板

○仕様

	サイズ	素材	備考
本体	H1800×W600	白御影石	JB仕上
表示面	H1060×W460	t=3.0アルミ複合板	インクジェット出力貼

※本体ステンレスヘアライン仕上げフレーム内に固定取付

今後の方針⇒基礎である白御影石を残したまま、パネル部分のみリニューアルを行う

(2) パターン2

北九州市が設置した門司港レトロ地区の地図を中心とし、施設案内などの観光情報を掲載した案内板

	サイズ	素材	備考
本体	H1800×W1200	白御影石	JB仕上
表示面	H1060×W960	t=3.0アルミ複合板	インクジェット出力貼

※本体ステンレスヘアライン仕上げフレーム内に固定取付

今後の方針⇒基礎である白御影石を残したまま、パネル部分のみリニューアルを行う

(3) パターン3

パターン1、パターン2を除く、門司港レトロ地区の地図を中心とし、施設案内などの観光情報を掲載したもので、民間任意団体等が設置したと推測されるもの

仕様:物件により様々

今後の方針⇒新設・廃止を検討する

(4) パターン4

個別の文化財等の説明が記載された観光案内板

		サイズ	素材	備考
A	本体	H2370×W930	ステンレス	ステンレスパネル仕上
	表示面	H1000×W900	ステンレス	ステンレス箱加工エッチング
B	本体	H1800×W660	ステンレス	角パイプ
	表示面	H620×W660	t=3.0 アルミ複合板	インクジェット出力貼

今後の方針⇒現状維持

(参考) 各パターンの観光案内板の例



パターン1



パターン2



パターン3



パターン4

2 表示の仕方について

色彩について

2023年に改訂された景観ガイドラインには、広告物に関し「門司港レトロの歴史的雰囲気、落ち着いた街並みに調和するよう広告物のデザインや色を工夫しましょう」と記載があります。

正確には観光案内板は広告物とは異なりますが、まちなみを構成する一つの要素としては変わりありません。観光客の目に留まりやすく、なおかつ街の品格を損ねない基調色の統一が求められます。

以下は、北九州市景観計画の関門景観形成地区における方針と色彩制限に関する記載の抜粋です。

3-5 関門景観形成地域における行為の制限等

方針	<ul style="list-style-type: none">1 景観のまとまりと豊かな表情をつくる「山並みの緑」の保全・修復2 海峡を隔てて互いに魅力を高め合う「まちなみ」の形成3 海峡沿いの両岸に連なる「水際」の形成4 海峡が培う厚みのある「歴史」の継承と活用5 関門の新たな魅力となり、両岸に広がる「夜景」の演出6 両市・両市民・事業者の連携による「景観づくり」の推進
----	---

色彩	<ul style="list-style-type: none">□建築物等は、豊かな緑や水際と融合する穏やかな色彩とする。□建築物等の色彩は、次の表に示すものを用いる。□見付面積の1/5未満の範囲でアクセントカラーが使用できるものとする 但し、自然素材に彩色を施さず使用する場合はこの限りでない。																														
	<table border="1"><thead><tr><th></th><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">屋根</td><td>R、YR、Y</td><td>5以下</td><td>3以下</td></tr><tr><td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td><td>5以下</td><td>1以下</td></tr><tr><td>N(無彩色)</td><td>6以下</td><td>-</td></tr><tr><td rowspan="3">基調色</td><td>R、YR、Y</td><td>全域</td><td>3以下</td></tr><tr><td>GY、G、BG、B、PB、P、RP</td><td>3以上9以下</td><td>1以下</td></tr><tr><td>N(無彩色)</td><td>3以上9以下</td><td>-</td></tr><tr><td rowspan="2">アクセントカラー</td><td>5R～5Y</td><td>全域</td><td>全域</td></tr><tr><td>N(無彩色)</td><td>全域</td><td>-</td></tr></tbody></table> <p>※アクセントカラーの指定は、和布刈地区のうち、臨海部産業景観形成地域(田ノ浦地区)のみとする。</p>		色相	明度	彩度	屋根	R、YR、Y	5以下	3以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下	N(無彩色)	6以下	-	基調色	R、YR、Y	全域	3以下	GY、G、BG、B、PB、P、RP	3以上9以下	1以下	N(無彩色)	3以上9以下	-	アクセントカラー	5R～5Y	全域	全域	N(無彩色)	全域
	色相	明度	彩度																												
屋根	R、YR、Y	5以下	3以下																												
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	5以下	1以下																												
	N(無彩色)	6以下	-																												
基調色	R、YR、Y	全域	3以下																												
	GY、G、BG、B、PB、P、RP	3以上9以下	1以下																												
	N(無彩色)	3以上9以下	-																												
アクセントカラー	5R～5Y	全域	全域																												
	N(無彩色)	全域	-																												

(1) 色の仕組みとユニバーサルな色への取り組みについて

色彩の基準は色相(赤か青かというようなこと)と彩度(鮮やかかくすんでいるか)、明度(濃いか薄いか)といった3種の属性での位置づけが一般的です。前段に示した通り、本対象地域(関門景観形成地域)への色彩の制限も、色相・明度・彩度それぞれの数値が明示されています。

観光案内板全体の印象を決定づける色彩と同時に、表示板のレイアウトを行う上で見やすい色彩配置についても十分に検討をする必要があります。

(2) 観光案内板のテーマカラー(基調色)について

本ガイドライン対象エリアに観光案内板の設置する場合は、**ネイビーブルー**を基調色としてください。

ネイビーブルーとは 色の名前の規格 (JIS Z8102:2001)に定められた暗い紫みの青です。門司港レトロ地区の港のイメージと、海とともに紡がれた歴史や文化を表現しています。

慣用色名	対応する系統色名	略記号	代表的色記号(マンセル値)	CMYK(一例)
ネイビーブルー navy blue	暗い紫みの青	dk-pB	6PB 2.5/4	C/70 M/50 Y/ 0 K/70

文字について

(1) 見やすい文字の基準について(大きさ・書体)

観光案内板を表示面より1メートルの距離から見ると想定して、最小の文字サイズは高さ5mmとします。また、板面の文字の大きさの目安として表題は65mm程度、小見出しは15mm程度、施設名等は5mm程度の文字を使用してください。



(参考) 文字の大きさ

門司港レトロ

5mm文字

門司港レトロ

15mm文字

(2) 門司港レトロ地区 観光案内板に推奨する書体について

表題などインパクトを重視する場合(表題に使用するような65mm以上の文字)には **DFP 優雅宋**、一般記載内容には **UD デジタル教科書体 NP-B** を使用してください。

門司港レトロMAP DFP 優雅宋 W7

門司港駅 UD デジタル 教科書体 NP-B※

ただし、中国語(簡体字)と韓国語で表示をする場合、上記書体がないため、UD(ユニバーサルデザイン)の新角ゴシック体を使用してください。

(参考) 門司港レトロ課所管観光案内板の使用フォント



地図について

(1) 表示範囲や記載すべき項目について

地図の表示範囲は、門司港レトロ中心地区並びに、西海岸地区、新浜地区、清滝地区、栄町・商店街地区、和布刈地区を含む門司港レトロ地区です。表示範囲の目安は下図の通りです。



(2) 視覚障がい者への配慮について

より多くの観光客が観光案内板を活用するために、視力の衰えや視覚の障がいに寄り添った地図表示を心掛けてください。

- 5mm以上の文字サイズを守る
- ユニバーサルデザインフォントを活用する
- 道路や境界線ははっきり描く
- 色弱者に配慮し、似たトーンの色を並べない

ピクトグラムの使用

(1) 国内で定められたピクトグラムの規格 (JIS Z8210)

観光案内板を表示する際には、視覚から瞬時に認識できるピクトグラムを活用してください。わかりやすさとデザイン性の統一を図るためにJIS基準(JIS Z8210)のピクトグラムの使用を推奨します。

(2) 表示すべきピクトグラム

観光客の利便性向上のため特に表示すべきピクトグラムは、案内所、ホテル／宿泊施設、トイレ(男性用／女性用)、銀行／両替、無線LAN、鉄道／鉄道駅、船舶／フェリー／港、タクシー／タクシーのりば、自転車(サイクルターミナル)です。



多言語表記や外国人観光客に向けた工夫について

平成26年に観光庁より発行された多言語対応の改善・強化のためのガイドラインによると、外国人観光客に向けた観光案内の外国語表記は中国語(簡体字及び繁体字)、韓国語、英語の3か国語を推奨しています。

少なくとも観光案内板の表示内容のうち、重要な事柄は英語併記を心掛けてください。

3 門司港レトロ地区 観光案内板の維持管理や更新について

経年劣化等に対する定期更新の目安について

現在門司港レトロ地区に設置されている観光案内板表示面の多くが、アルミ樹脂複合板に塩ビの屋外用サインシートを貼り付けたパネルです。紫外線や気温の変化等により早くても5年で印刷面の変色が始まります。放置すると貼り付けたサインシートのひび割れ、膨れ、剥がれが発生します。そのため、**5年に1度表示面の更新を行ってください。**

また、更新時には掲載施設等について、観光案内板の内容の見直しも行ってください。

なお、門司港レトロ課にて管理する観光案内板については、参考(P14参照)の「更新順序一覧表」に沿って更新を行ってください。

更新費用について(令和5年度3月時点)

表示面を板ごと製作して現地で更新を行う費用の目安は下記のとおりです。ただし観光案内板の状況によっては最善の方法とは限りません。専門業者に問い合わせてください。

- パターン1

表示面H1060×460 アルミ複合板 インクジェットシート貼 デザイン費別途	1枚	10,000円
現場取り付け作業	1式	30,000円
合計		40,000円

- パターン2

表示面H1060×960 アルミ複合板 インクジェットシート貼 デザイン費別途	1枚	15,000円
現場取り付け作業	1式	30,000円
合計		45,000円

観光案内板の日常的な保守について

多くの観光案内板は本体が金属製で風への耐力などが計算されたうえ設置されていますが、門司港レトロ地区の観光案内板は潮風などにより表面が傷みやすくなっています。可能な限り定期的な清掃を心掛け、その際に、地図の変更点や表示面の痛みなどのチェックをしましょう。

突発的な変更等に対する応急の措置について

施設のオープンや閉鎖などにより、突発的に観光案内板の表示内容に大きな変更があった場合、可能な限りステッカーの貼付けなどの対応を行ってください。

4 本ガイドラインが適応される主な団体

本ガイドラインが適用される主な団体は以下のとおりです。

- 北九州市(産業経済局観光課、産業経済局門司港レトロ課、港湾空港局港営課 等)
- 指定管理者(門司港共創プロジェクトチーム、九州鉄道記念館)
- 地域団体(門司港まちなみづくり協議会、門司港レトロ倶楽部、門司港開発(株) 等)
- 本ガイドラインの対象エリア(P2参照)に観光案内板を設置する事業者

5 観光案内板の設置や更新についてお困りの場合は

下記連絡先にご連絡ください。

北九州市 産業経済局 門司港レトロ課 (093-322-1188)

6 参考

本ガイドライン策定に関わった観光案内板のあり方勉強会メンバー

1 メンバー

	組織	肩書	氏名
1	門司港まちなみづくり協議会	事務局長	城水 悦子
2	門司港レトロ倶楽部	イベント委員	島田 一輝
3	門司港開発株式会社	代表取締役社長	黒石 修平
4	株式会社JTB	観光戦略マネージャー	野副 竜平

2 オブザーバー

	組織	肩書	氏名
1	【指定管理者】 門司港共創プロジェクトチーム	事務局長	巖洞 秀樹
2	【指定管理者】 九州鉄道記念館	館長	上原 茂美

観光案内板の更新順序一覧

番号	行政区	分類	設置場所	更新時期①	更新時期②	更新時期③
門ー準総ー5	門司区	準総合案内板	門司区西海岸1丁目5-31	令和5年度	令和11年度	5年ごとに更新を行う
門ーその他ー99	門司区	その他	門司区港町5-1			
門ーその他ー101	門司区	その他	門司区東港町1番			
門ー総合ー4	門司区	総合案内板	門司区西海岸1丁目5-31	令和6年度	令和11年度	
門ー総合ー5	門司区	総合案内板	門司区東港町6番			
門ー総合ー6	門司区	総合案内板	門司区東港町2-17			
門ー準総ー4	門司区	準総合案内板	門司区西海岸1丁目4番			
門ー準総ー7	門司区	準総合案内板	門司区東港町2-17			
門ーその他ー100	門司区	その他	門司区港町5-1			
門ー誘導ー1	門司区	誘導案内板	門司区西海岸1丁目6-2			
門ー誘導ー2	門司区	誘導案内板	門司区西海岸6-2			
門ー誘導ー3	門司区	誘導案内板	門司区西海岸1丁目5-31			
門ー誘導ー4	門司区	誘導案内板	門司区港町9-2			
門ー誘導ー5	門司区	誘導案内板	門司区港町9-11			
門ー誘導ー6	門司区	誘導案内板	門司区港町9-7			
門ー誘導ー7	門司区	誘導案内板	門司区港町7-18			
門ー誘導ー8	門司区	誘導案内板	門司区港町7-1			
門ー誘導ー9	門司区	誘導案内板	門司区港町7-1			
門ー誘導ー10	門司区	誘導案内板	門司区港町6-5			
門ー誘導ー11	門司区	誘導案内板	門司区港町5-1			
門ー誘導ー17	門司区	誘導案内板	門司区東港町1-2			
門ーその他ー42	門司区	その他	門司区西海岸1丁目			
門ーその他ー98	門司区	その他	門司区東港町6番			
門ー総合ー1	門司区	総合案内板	門司区旧門司2丁目5番	令和7年度	令和12年度	
門ー総合ー2	門司区	総合案内板	門司区大字門司			
門ー準総ー1	門司区	準総合案内板	門司区旧門司2丁目5番			
門ー準総ー2	門司区	準総合案内板	門司区大字門司			
門ー誘導ー12	門司区	誘導案内板	門司区栄町1-19			
門ー誘導ー13	門司区	誘導案内板	門司区栄町1-3			
門ー誘導ー14	門司区	誘導案内板	門司区港町1-25			
門ー誘導ー15	門司区	誘導案内板	門司区清滝2丁目3-4			
門ー誘導ー16	門司区	誘導案内板	門司区港町1-25			
門ー誘導ー18	門司区	誘導案内板	門司区東港町2-17			
門ー誘導ー19	門司区	誘導案内板	門司区東港町3番			
門ー誘導ー20	門司区	誘導案内板	門司区浜町4-1			
門ー誘導ー21	門司区	誘導案内板	門司区浜町4-1			
門ー誘導ー22	門司区	誘導案内板	門司区浜町3番			
門ー誘導ー23	門司区	誘導案内板	門司区浜町1-2			
門ー誘導ー24	門司区	誘導案内板	門司区浜町1-2			
門ー誘導ー25	門司区	誘導案内板	門司区栄町3-16			
門ー誘導ー26	門司区	誘導案内板	門司区栄町3-13			
門ー誘導ー27	門司区	誘導案内板	門司区東港町2番			
門ーその他ー7	門司区	その他	門司区旧門司2丁目5番			
門ーその他ー8	門司区	その他	門司区旧門司2丁目5番			
門ーその他ー9	門司区	その他	門司区旧門司2丁目5番			
門ーその他ー12	門司区	その他	門司区大字門司			
門ーその他ー16	門司区	その他	門司区大字門司			
門ーその他ー19	門司区	その他	門司区大字門司			
門ーその他ー27	門司区	その他	門司区大字門司			
門ーその他ー51	門司区	その他	門司区浜町4-1			
門ーその他ー97	門司区	その他	門司区西海岸1丁目3			
門ー総合ー3	門司区	総合案内板	門司区清滝2丁目2番	集約予定		
門ー準総ー3	門司区	準総合案内板	門司区清滝2丁目2番	文化財関係のため更新なし		
門ーその他ー30	門司区	その他	門司区清滝1丁目1番			
門ーその他ー31	門司区	その他	門司区清滝2丁目3番			
門ーその他ー44	門司区	その他	門司区西海岸1丁目6-2			
門ーその他ー48	門司区	その他	門司区港町7-18			

パターン3(13基)



パターン4(4基)



北九州市産業経済局観光部 門司港レトロ課

〒801-0853 北九州市門司区東港町 6-72
門司港レトロ観光物産館 2 階

TEL:(093)322-1188
FAX:(093)322-3033